

彦根市消防車両の処分に關する要綱(内規)

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防本部の車両整備計画に基づき新たな消防車両を更新整備するときに不用となる更新前の消防車両の処分において、その悪用の防止および住民の安全の確保を図るため、消防車両の適正な処分の方法について、消防車両等の適切な管理及び処分について(平成16年8月24日付け消防消第169号各都道府県消防主管部長宛て消防庁消防課長通知)および外国への消防車両の寄贈について(平成26年10月1日付け消防参第216号および消防消第191号各都道府県消防防災主管部長宛て消防庁消防・救急課長および国民保護・防災部参事官通知。以下「消防庁等通知」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防車両 彦根市公用自動車等管理規則(平成3年彦根市規則第28号)第2条第1号に規定する公用自動車のうち、消防本部が維持管理するもの(彦根市消防団が使用する消防車両を含む。)をいう。
- (2) 不用車両 消防本部の車両整備計画に基づき新たな消防車両を更新整備するときに不用となる更新前の消防車両のうち、緊急自動車の指定を受け、または届出をしている消防自動車および自動二輪車をいう。
- (3) 地元企業等 消防本部の管轄内に主たる事務所、営業所等が所在する企業、病院、社会福祉施設等をいう。
- (4) 社会貢献団体等 営利を目的とせず、社会貢献または国際貢献を目的に活動する法人または団体をいう。

(不用車両の処分の原則)

第3条 不用車両を処分する場合は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第15条第1項の規定による永久抹消登録の申請をするために解体処分を行う契約を締結するものとする。

ただし、別途市長決裁のものを除く。

- 2 不用車両の処分に係る契約は、原則として、新たな消防車両の更新整備に係る契約と別に行うものとする。この場合において、新たな消防車両の更新整備に係る契約は、不用車両の処分をその条件としない。
- 3 不用車両の処分に係る事務手続きのうち、競争入札(見積合わせ)およびこれに係る契約は契約監理室に依頼し、その他の事務手続きは警防課で行うものとする。

(不用車両の譲渡)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、消防ポンプ車、水槽付き消防ポンプ車、化学消防自動車および救急自動車は、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(昭和39年彦根市条例第16号)第7条第1号の規定により、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる場合に該当する場合に限り、当該者に譲渡することができるものとする。

- (1) 地方公共団体 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体が消火活動等で使用する場合に特に消防長が認める場合
- (2) 地元企業等 自衛消防組織の活動その他の非営利の目的による活動(救急自動車にあつては救急搬送に限る。)において使用する場合
- (3) 社会貢献団体等 開発援助または国際協力を目的として開発途上国に対し寄贈する場合

2 前項の規定による譲渡に係る不用車両は、警防課の審査の上、当該不用車両の経過年数、整備状況等に鑑み、車体の機能、修理に要する部品の在庫の不足、多額の費用等の当該不用車両の性能等の維持に大きな障害となる要素がないと消防長が認めるものに限るものとする。

3 第1項第3号に規定する場合は、消防庁等通知による国際協力推進に貢献すると消防長が認める場合に限るものとする。

4 第1項の規定による不用車両の譲渡に係る処理費、整備・修理費、輸送費その他の費用は、原則として次条第2項の規定により譲渡の相手方の負担とする。

(不用車両の譲渡の手続)

第5条 前条の規定により不用車両を譲渡しようとする場合は、あらかじめ彦根市ホームページに掲載する方法により広報を行うものとする。

2 前条第1項各号から譲受けの申出がある場合は、消防長は、警防課の審査の上、譲渡の相手方を決定する。

(附属の資機材の譲渡)

第6条 不用車両の附属の資機材で消防本部が使用しないものは、不用車両と併せて譲渡することができるものとする。

2 不用車両およびその附属の資機材の譲渡に係る契約においては、譲渡後一切責任を負わないことをその条件とする。

(悪用防止措置等)

第7条 不用車両の引渡しにおいては、次に掲げる悪用を防止するための措置を講じなければならない。

- (1) 不用車両を解体処分する場合 入札により契約を締結した業者に、速やかに国土交通省が

発行する解体証明書および解体を証する写真を消防本部に提出させること。

(2) 不用車両を譲渡する場合 譲渡の相手方に、車体マークおよび車両に表示された名称を確実に消去し、それを証する写真を消防本部に提出させること。

(3) 不用車両（救急自動車を除く。）を譲渡する場合 前号に規定するほか、譲渡の相手方に、赤色警光灯、サイレン、消防無線機等(第5条第1項第2号に規定する場合は、消防無線機)を撤去させること。

(不用車両の売却)

第8条 不用車両の悪用を防止するため、特定業者または一般公募による相手方への売却、オークションへの出品等は、行わない。

ただし、別途市長決裁のものを除く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、不用車両の処分に関し必要な事項は、警防課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成27年7月31日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和3年2月12日から施行する。